

掛川市規則第18号

掛川市職員職名規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員職名規則の一部を改正する規則

掛川市職員職名規則（平成17年掛川市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職名は」の次に「、戦略監」を、「課長」の次に「、市長政策室長」を、「主幹」の次に「、政策官」を加え、「、次席」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（掛川市職員の給与に関する規則の一部改正）

2 掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第11中

「

理事	2種
----	----

」

を

「

戦略監 理事	2種
-----------	----

」

に、

「

課長	5種
----	----

」

を

「

課長 市長政策室長	5種
--------------	----

」

に、

「

主幹	6種
----	----

」

を

「

主幹 政策官	6種
-----------	----

」

に改める。

(掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

3 掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年掛川市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	戦略監、理事、部長、危機管理監、南部行政事務局長、会計管理者、参与、教育次長、消防長、議会事務局長、次長、消防次長、課長、市長政策室長、支所長、事務局長、参事、健康統括官、図書館長又は消防署長の職務の者	100分の15
	主幹、政策官、室長、所長、議会事務局次長、主席検査官、支所次長、出納局次長、副署長、分署長、専門官、大東図書館長、主席指導主事又は主席園長の職務の者	100分の10
	係長、秘書官、検査官、主査、園長、指導主事又は主任の職務の者	100分の5